

2019年1月9日

任期法の適用に係る東京大学非常勤講師の就業に関する規程等の改正方針 Q & A

Q-1 なぜ大学の教員等の任期に関する法律（以下「任期法」という。）を適用しないこととするのか。

A-1 本学非常勤講師は、常勤教員とともに質の高い教育内容の提供が期待され、本学のビジョンを実現するうえで重要な構成員ですが、一方で、非常勤講師は、毎年度定められる授業計画に基づき、期間を定めた労働契約により、特定の専門分野について「本学における講義又は実験の指導等に従事する者」であり、長期的な参画等を通じて教育研究成果を求められる常勤教員とは異なる性質が認められます。

このたび、本学が将来にわたり持続可能な世界最高水準の教育機能を支える組織体制の強化を図るためには、人事管理を適切に行うことにより将来を見据えて必要な非常勤講師の雇用の安定化を図りつつ教育の質の向上を図ることが大変重要であるとの経営上の観点から、東京大学非常勤講師の就業に関する規程（以下「非常勤講師就業規程」という。）等を見直し、任期法を適用しないこととしたものです。

Q-2 任期法を適用しないこととするとどのような影響があるか。

A-2 労働契約法の特例が適用されないこととなり、任期法適用時には通算有期労働契約期間が10年を超える場合に発生することとなる無期転換申込権が、5年を超える場合に発生することとなります。

Q-3 無期転換申込権発生までの期間が短縮される場合どのようなことに留意したらよいか。

A-3 本学における通算有期労働契約期間を適切に把握し、無期転換申込権が生じた者については、無期転換に係る人事手続きを遺漏なく行うようにしてください。その際、無期転換を避けることを目的として雇用を一律に5年で終了するような運用は労働契約法の趣旨に照らして適切ではありません。

Q-4 人事管理に当たってどのようなことに留意したらよいか。

A-4 非常勤講師は、毎年度定められる授業計画に基づき雇用することとなるため、以下の点について留意の上、適切に人事管理を行ってください。人事管理に当たっては、担当教員などの個人や各専攻・研究部門任せとするのではなく、部局長による人事マネジメントのもと部局全体における責任体制を構築することが重要です。

<留意点>

- ①雇用（委嘱）期間は、授業計画に基づき各年度ごとの授業科目等の実態（ターム、セメスター等）に応じた期間とする
 - ②雇用（委嘱）期間ごとに、本学として求める教育内容を満たした授業が適切に実施されているかどうか等、勤務実績について確認を行う
- ※翌年度以降の再採用又は契約更新の際に、それ以前の勤務状況を踏まえて適切な選考ができるよう初年度から遺漏なく実施する必要があります

Q-5 無期雇用に転換した後の授業科目の担当はどうなるのか。

A-5 非常勤講師が無期雇用に転換した場合の業務については、学年又は学期ごとに定めるものとしており、各年度の授業計画に基づいて担当する授業科目が決定されることとなります。したがって、学年又は学期によって担当する授業科目数等が増減することもあり得ます。

将来にわたって授業科目が開講されないことが確定したとき及び事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ないときは非常勤講師就業規程において解雇の対象となりますが、学生の履修登録がなかったことにより授業科目が開講後に取り止めとなったケースについてはこれには該当しません。

Q-6 改正方針の2.(2)に「現在雇用されている非常勤講師についても、改正後の規程が適用される者とみなし、今年度中の無期転換申込権を認める取扱いとする。」とあるが、どのような手続きが必要か。

A-6 平成30年4月1日時点において、特定の専門分野について本学における講義又は実験の指導等に従事する者として委嘱された期間(平成25年4月1日以後の期間に限る)が5年を超える者のうち、①平成30年度において雇用している者及び②平成30年度において雇用していないが平成31年4月1日に非常勤講師として雇用を予定する者については、平成30年度中の無期転換申込権を認めるため、すみやかに「無期雇用転換申込書」の様式を交付の上、本人からの申出があれば受け付けてください。

Q-7 当初から開講する期限が明らかな授業を依頼する場合でも、雇用の上限を設けた採用を行うことはできないのか。

A-7 契約期間は、毎年度定められる授業計画に基づき各年度ごとの授業科目等の実態(ターム、セメスター等)に応じた期間とし、一の会計年度を限度として定めることとなるため、一の会計年度を超えて更新回数及び通算契約期間の限度について定めることはできません。

Q-8 本学に雇用される非常勤講師にはどのような法令・規則等が適用されるか。

A-8 以下の法令・規則等が適用されます。

- ・労働基準法及び労働契約法等の労働関連法
- ・非常勤講師就業規程、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則をはじめとする本学諸規則
- ・その他、「働き方改革への対応のための関係規則の改正方針案に関するQ&A(平成29年12月25日)」、「平成30年4月1日以降の有期雇用制度の概要(平成30年2月9日)」及び「非常勤講師の雇用に係る事務手続きについて(平成30年7月13日)」等を参照(東大ポータルに掲載)